

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
お盆の日
がとる日
の翌日)

目次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定 (保険課)
- 国民健康保険医等として登録があったものとみなされるもの (〃)
- 土地改良区の役員の就退任 (農村整備課)
- 土地改良事業の工事の完了 (〃)
- 保安林の指定の解除予定 (二件) (造林課)
- 県道の区域の変更 (道路課)
- ◇ 教委告示 鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (教職員課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定 (防犯少年課)
- ◇ 正 誤 昭和六十三年十一月鳥取県告示第千二百二十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第九百十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成元年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
島医院末恒出張 診療所	鳥取市伏野一七〇九一	平成元年八月十四日
宇山耳鼻咽喉科 医院	鳥取市南町四〇一	平成元年八月十日
水垣内科	鳥取市徳尾一五一一六	平成元年八月一日
安田内科医院	米子市二本木五三九	"
大賀美整形外科 医院	米子市米原六九	"
なかくき医院	米子市米広町二六六	"
医療法人清生会 谷口病院	倉吉市上井町一丁目一三	平成元年八月三日
小坂内科医院	境港市高松町五九七一五	平成元年八月一日

祝部医院	気高郡気高町大字浜村一―二	〃
多名部歯科医院	鳥取市西町二丁目二〇四	平成元年八月十四日
坂口歯科医院	鳥取市元魚町二丁目一九	平成元年八月一日
マブチ歯科医院	鳥取市栄町六六〇―三	〃
松本歯科医院	東伯郡三朝町大字今泉六五七	〃
日本クレオソール株式会社 山崎山	東伯郡東伯町大字徳万三〇三 ―一	〃
湯所薬局	鳥取市湯所町二丁目三二四	〃
遠藤歯科医院	西伯郡岸本町吉長四―一四	〃
有限会社サエグ サ薬局	鳥取市片原一丁目二二一	〃
今井歯科医院	米子市上後藤五九―二七	〃
石谷小児科医院	鳥取市上魚町一三	平成元年八月六日
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇五―三	平成元年七月十六日

鳥取県告示第九百十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健

康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
大澤 秀美	鳥国薬第七〇〇号	平成元年五月十九日
越智 寛	鳥国医第三、九三五号	平成元年六月十九日
浜田 紀宏	鳥国医第三、九三六号	〃
佐々木 紀仁	鳥国医第三、九三七号	〃
山川 雅之	鳥国医第三、九三八号	〃
藤瀬 雅史	鳥国医第三、九三九号	〃
井戸邊 寛子	鳥国医第三、九四〇号	〃
小西 龍也	鳥国医第三、九四一号	〃
深澤 哲	鳥国医第三、九四二号	〃
梶谷 雅子	鳥国医第三、九四三号	〃
倉吉 和夫	鳥国医第三、九四四号	〃

花房 美和子	上本 宗唯	瀧川 晴夫	竹内 陽子	平尾 順	蓮佛 千恵子	池成 孝昭	高尾 成久	白石 実	小松 和久	清水 修	金田 稚子	松崎 太志	鷺見 美貴子	前田 和久
鳥国薬第七〇八号	鳥国医第三、九八九号	鳥国医第三、九八八号	鳥国医第三、九八七号	鳥国医第三、九八六号	鳥国医第三、九八五号	鳥国医第三、九八四号	鳥国医第三、九八三号	鳥国医第三、九八二号	鳥国医第三、九八一号	鳥国医第三、九八〇号	鳥国医第三、九七九号	鳥国医第三、九七八号	鳥国医第三、九七七号	鳥国医第三、九七六号
〃	〃	平成元年七月五日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第九百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福部地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 安 田 大 福 岩美郡福部村大字蔵見二二三

平成元年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 安 田 正 美 岩美郡福部村大字蔵見二四二

平成元年四月一日就任 任期平成三年三月二十四日まで

鳥取県告示第九百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
郡家町・鳥取市	団体営かんがい排水事業稲荷地区農業用排水	昭和六十二年三月十五日

鳥取県告示第九百十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大谷東町田濱二一八二の三九一から二一八二の三九三まで

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第九百二十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市洞谷字坂ノ下七三七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年九月五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成元年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
名和岸本線	変更前	西伯郡大山町坊領字乞喰河原 七八四地先から同町坊領字障 子畑六八二地先まで	九・五〇 六〇・三	一・二九二・〇
	変更後	西伯郡大山町坊領字川下五三 二地先から同町坊領字上宮長 八八一―一地先まで	六・〇〇 一〇・〇	一・〇五〇・〇
大山口停車 場大山線	変更前	西伯郡大山町坊領字租利田五 八五一―一地先から同町坊領字 障子畑六八二地先まで	九・五〇 六〇・三	一・四三三・〇
	変更後	西伯郡大山町坊領字租利田五 八五一―一地先から同町坊領字 障子畑六八二地先まで	九・五〇 六〇・三	一・四三三・〇

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

平成二年度鳥取県立高等学校入学者選抜を、次の方針により実施する。

平成元年九月五日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

平成二年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

平成二年度県立高等学校入学者の選抜は、中学校長が作成した調査書を主体とし、学力検査の成績等を併せて行うものとする。

2 調査書

- (1) 調査書は、平業の学習の記録、行動及び性格の記録等について記入するものとする。
- (2) 指導要録に記載されている事項については、指導要録から転記し、その他の事項については、中学校長が評定して記入する。

なお、学習の記録のうち、第3学年の必修教科及び選択教科の英語については、10段階の相対評価により評定し、これを数量化して評定点とする。

また、第3学年の選択教科のうち英語以外の教科については、5段階評定とする。

3 学力検査

(1) 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

ただし、定時制課程（夜間に限る。）については、3教科とする（国語科は必須とするが、残りの2教科は他の4教科のうちから選択して受検する。）。

(2) 出題

了 中学校の学習指導要領に示されている各教科の目標に即して、基本的事項を中心に出題する。

イ 各教科とも、標準時数で履修した程度の内容とし、できるだけ思

考力や判断力などをみるように配慮する。

なお、国語には作文、英語には聞き取りを出題する。

(3) 実施期日

平成2年3月13日(火)

(4) 実施時間

午前9時20分から開始し、各教科とも50分間で、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

4 面接

入学志願者全員に対して実施する。

(1) 実施期日

平成2年3月13日(火)又は3月14日(水)

(2) 実施方法等

別に定める。

5 出願

(1) 入学志願者は、第1志望のほか第2志望として同一学校内の他の課程、学科を志願することができる。

(2) 入学志願者は、出願期間終了後、定められた期間内に1回限り志望を変更することができる。

6 選抜方法

高等学校長は、中学校長から提出された調査書を主体とし、学力検査の成績等を併せて、次の方法によって選抜を行う。

なお、選考に当たっては、調査書の第3学年の各教科の学習の記録以外の記録(第3学年の英語以外の選択教科の学習の記録を含む。)や面接の結果等について、公正かつ必要な限度において加味する。

(1) 第1次選考

調査書の学習の記録のうち、第3学年の各教科(選択教科は、英語のみとする。以下同じ。)の合計評定の上位の者から順に募集定員の70パーセント以内にある者で、かつ、学力検査の成績(総得点)が定員点の90パーセント以上のものについて選考する。

(2) 第2次選考

第1次選考以外の者について、第3学年の各教科の合計評定と学力検査の成績(総得点)との総計の上位の者から選考する。

7 再募集

合格者が募集定員に満たない課程、学科がある高等学校は、再募集を実施する。

8 海外帰国子女に対する配慮

海外帰国子女に対する入学選抜は、その者の海外経験等の事情を勘案し、弾力的に実施することができる。

なお、海外帰国子女とは、次の各項のいずれにも該当する者とする。

(1) 帰国後の期間

帰国した日から入学者選抜を受ける年の2月1日までの期間が3年以内

(2) 外国における在住期間

帰国時からさかのぼり継続して1年以上

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年九月五日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	スーパージャンプ三	京楽産業株式会社
	UFO三号	
	スナイパー	
	バレンシア	
	イーグル七	
	コスモII	
	シューティングスターII	
アーバンポイント	株式会社三洋物産	

スターダムII	株式会社平和
ワンダーランド	
コマンダー	
ブルドーザー	
ファンキー七P-III	
赤兵衛P-11	株式会社ソフィア

正 誤

昭和六十三年十一月鳥取県告示第千百二十八号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
五	上	十九	一一二四の二、一一二二四の二	一一二四の一・一一二二四の二

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】